

京浜港川崎区における進路信号

1. 港則法施行規則

(進路の表示)

第11条 船舶は、釧路港、苫小牧港、函館港、秋田船川港、鹿島港、千葉港、**京浜港**、新潟港、名古屋港、四日市港、阪神港、関門港、博多港、長崎港又は那覇港の港内を航行するときは、前しようその他の見やすい場所に海上保安庁長官が告示で定める信号旗を掲げて進路を表示するものとする。ただし、当該船舶が当該信号旗を有しない場合又は夜間においては、この限りでない。

2. 「港則法施行規則第11条の港を航行するときの進路を表示する信号」に関する告示 (平成7年3月17日 海上保安庁告示第35号)

(1) 港則法施行規則第11条の港を航行するときの進路を表示する信号は別表のとおりとする。

(2) 前項の進路信号を掲げる場合には、信号旗として国際信号旗を用いる。

京浜港 (注意: 本表は川崎区のみを抜粋したものです。)

別表

信号	信文	備考	参考
1代・E	京浜運河東口に向かって航行し、京浜運河を通過又は出航する	①	
1代・W	京浜運河西口に向かって航行し、京浜運河を通過又は出航する	②	
2代・S・U	境運河の係留施設に向かって航行する。	③	
2代・T・U	田辺運河の係留施設に向かって航行する。	④	
2代・I・U	池上運河の係留施設に向かって航行する。	⑤	
2代・S・G	塩浜運河の係留施設に向かって航行する。	⑥	
2代・D・U	大師運河の係留施設に向かって航行する。	⑦	
2代・O・K	第1区大川町南側岸壁に向かって航行する。	⑧	
2代・O・T	第1区扇町南側岸壁に向かって航行する。	⑨	
2代・M・E	第1区水江町南側岸壁に向かって航行する。	⑩	
2代・T・D	第1区千鳥町南側岸壁に向かって航行する。	⑪	
2代・U・S	第1区浮島町京浜運河側岸壁に向かって航行する。	⑫	
2代・H・O	第1区京浜運河側東扇島岸壁に向かって航行する。	⑬	
2代・O・G	第1区扇島北側岸壁に向かって航行する。	⑭	

